

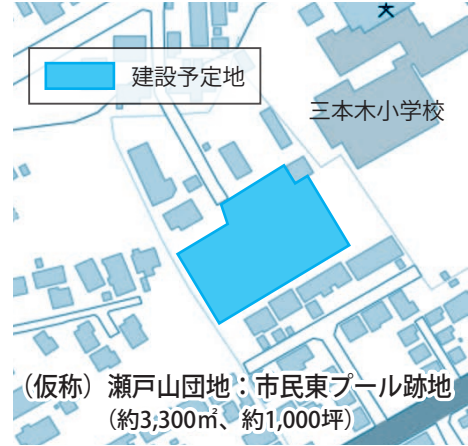
新しい市営住宅の整備事業者を決定しました

問都市整備建築課 ☎ ⑤6738

新しい市営住宅（仮称）北園団地、（仮称）瀬戸山団地の2団地の整備に向け、事業者が決まりましたので、建設場所や事業者およびスケジュール（予定）をお知らせします。

建設場所 （仮称）北園団地 西十二番町119番1ほか地内

（仮称）瀬戸山団地 東三番町85番6ほか地内



事業者および代表企業 事業者名：十和田市営住宅建設株式会社（代表企業：株式会社福萬組）

整備スケジュール（予定）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本・実施設計	本体建設工事	外構工事・ 検査引渡し

あなたの街の 法律相談

～第61回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「隣の土地の利用に関する法改正」です。

問まちづくり支援課 ☎ ⑤6777

Q 所有者不明土地の解消に向けた法改正について教えてください。

A 国土交通省の調査によると、不動産登記から所有者が判明しない土地は国土全体の22%で、その面積は九州を上回っています。土地の円滑かつ適正な利用が妨げられており、所有者不明土地の発生の予防と土地利用の円滑化を図るため、令和3年4月に法改正、新法

制定がなされました。

Q 必要な場合に隣の土地を利用しやすくなるそうですが。

A 民法の相隣関係に関する規定が変更され、「①境界又はその付近における障壁、建物等の築造、収去又は修繕」「②境界標の調査又は境界に関する測量」「③越境した枝の切取り」のため必要な範囲で隣地を使用することができるようになります。その際、あらかじめ使用の目的、日時、場所および方法を隣地の所有者および使用者に通知する必要があります。

Q 外壁の剥落などの危険がある場合や隣地所有者の所在が不明な場合にも、あらかじめ通知しなければなりませんか。

A あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく通知すればいいことになっていま

す。隣地所有者の所在が不明であれば、所在が判明した後で遅滞なく通知します。

Q 他の土地に導管や導線などの設備を設置しなければ、電気、ガス、水道などライフラインを自宅に引き込めない場合はどうでしょうか。

A ライフラインを引き込むことができない土地の所有者は、必要な範囲内で他の土地にそのための設備の設置ができることになりました。あらかじめその目的などを他の土地の所有者、使用者に通知しなければならず、事後通知は認められておりません。隣地使用者が所在不明の場合には裁判所で「公示による意思表示」の手続きをとる必要があります。

Q これらの法改正はいつからですか。

A 令和5年4月1日に施行されます。

（文責 弁護士 橋本 明広）
弁護士法人青空と大地 ☎ ⑤5162